

# 成年被後見人の死亡後の死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結その他相続財産の保存に必要な行為についての許可の申立てについて

さいたま家庭裁判所

- 1 成年後見人が、成年被後見人（本人）の死亡後に、本人の死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結その他相続財産の保存に必要な行為をするときは、家庭裁判所の許可が必要です（民法873条の2、ただし、上記行為を行う必要があるときで、本人の相続人の意思に反することが明らかな場合を除き、相続人が相続財産を管理することができるまでに限られます。）。

《相続財産の保存に必要な行為の具体例》

- (1) 本人が施設等に残置していた動産その他の物の寄託契約を締結する場合
- (2) 電気・ガス・水道の供給契約を解約する場合
- (3) 各種支払等を行うために本人名義の預貯金口座から現金を払い戻す場合

※ 申立てができるのは成年後見人のみで、保佐人・補助人・未成年後見人・任意後見人は申立てできません。

※ 「死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結」における「埋葬」とは、死体を土中に葬ること（いわゆる土葬）をいいます。

※ 葬儀契約については許可の対象にはなりません。

※ 許可不要の行為を行う場合でも、そのために預貯金口座から現金を払い戻す必要があるときは、当該許可の申立てを行う必要があります。

## 2 申立てに必要な書類

- (1) 成年被後見人の死亡後の死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結その他相続財産の保存に必要な行為についての許可申立書
- (2) 申立手数料 【収入印紙】800円分  
【郵便切手】8.4円切手×1枚
- (3) 死亡診断書の写し又は死亡の記載がある戸籍謄本

### (4) 事案に応じて必要な書類

寄託契約を締結する場合

寄託契約書の案

各種支払のため預貯金を払い戻す場合

預貯金通帳（表紙及びその時点での残高が記載されたページ）の写し

債務の存在を裏付ける資料（費用明細や請求書の写し等）

※ 火葬・埋葬契約や電気・ガス・水道の供給契約の解約の場合は、資料は不要です。

※ 内容によって上記書類以外の資料を追加で提出していただくことがあります。